1 審議案件

(1) 児童扶養手当に係る申請を行う際の、扶養親族等の人数の認定 (新規案件)

1 相談内容

児童扶養手当は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項において、 受給資格者の前年の所得(1月から6月までの間に請求する場合は、前々年)及び前年 の12月31日時点で生計を維持していた所得税法上の扶養親族等(控除対象配偶者及び 扶養親族)の人数に応じた所得制限限度額に基づき、支給額の一部又は全部が支給され ないこととなっている。

夫婦間に子どもがいる場合、父親が扶養者(注)となっている家庭が多いと思われるが、離婚に際して母親が扶養者となった場合、申請時点で所得税法上の扶養親族等がいる場合についても、前年12月31日時点での扶養親族等の有無や人数が反映されることから、所得税法上の扶養親族等の人数は0人とみなされ、19万円以上の所得がある場合、同手当の一部又は全部が支給されないこととなる。

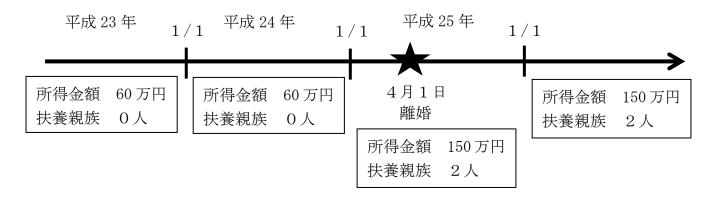
離婚直後は生活が激変するため、出費が多くなることが想定されるにもかかわらず、 扶養親族等の人数は0人とされ、実際の扶養親族等の人数が反映されず、所得制限限度 額が低く設定されることに疑問がある。

扶養親族等の人数の認定について、請求時を基準にするようにしてほしい。

- (注) 1 本件は、平成25年2月に行政相談委員意見(福井県)として提出があったものである。
 - 2 「扶養者」とは、「所得税法上の扶養控除等を受けている者」を指す。

2 制度の概要等

- (1) 本件相談のイメージ
 - (例) 夫婦と子ども2人の世帯が平成25年4月1日に離婚。離婚に伴い、母親が子ども2人を扶養した場合



- (注) 1 「所得金額」とは母親の所得を指し、各控除後の金額と仮定する。
 - 2 平成26年の所得金額は、推定金額とする。

表-1 現行制度と本件相談のケース等の児童扶養手当額の比較

支給時期	現行制度	ケース 1 (本件相談のケース)	ケース 2
平成 25 年 5 月	40, 140 円	46, 140 円	37, 590 円
~26年7月	(一部支給)	(全部支給)	(一部支給)
平成26年8月以降	37, 590 円	37, 590 円	37, 590 円
	(一部支給)	(一部支給)	(一部支給)

- (注)1 上記の支給額は、平成26年3月時点の全部支給額(41,140円)をベースに算出した金額であり、本来の児童扶養手当額は物価変動等に応じて毎年度改定されるものである。
 - 2 「ケース1」の所得は前年の所得とし、扶養親族は請求時の人数とした場合の手当額。
 - 3 「ケース2」の所得は請求する年の推定所得とし、扶養親族は請求時の人数とした場合 の手当額。
 - 4 毎年8月から翌年7月まで支給される児童扶養手当額は、前年の所得金額に基づき、全部又は一部支給を決定している(例えば、平成25年5月~7月の支給額は平成23年所得金額、平成25年8月~26年7月の支給額は平成24年所得金額)。

(2) 児童扶養手当制度の概要

ア 児童扶養手当法の目的

児童扶養手当法第1条によれば、「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」とされている。

イ 制度の概要

児童扶養手当は昭和36年に設けられ、父と生計を異にしている児童(注)については、社会経済的に多くの困難があり、これらの児童を育てる家庭の所得水準は低い場合が多く、社会保障制度の一環として母子世帯の児童及びこれに準ずる状態にある児童について、一定の手当を支給する制度を設け、児童の福祉の増進を図るためであった。

(注) 児童とは、「18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者」(児童扶養手当法第3条)である。

しかし、近年の経済や雇用情勢の変化等を背景に、父子世帯においても経済的に厳しい状況等に置かれているとして平成22年に法改正を行い、同年8月から父子家庭も同様に支給対象となっている。

ウ 支給対象要件

児童扶養手当法第4条によれば、児童扶養手当は法令で定められた児童を監護等する父又は母もしくは養育者に支給するとされている。

また、支給の対象となる児童は、父母が離婚した場合のほか、父又は母が①死亡、②重度障害(身体障害者1~2級程度)、③生死不明、④裁判所からDV保護命令を受けている、⑤引き続き1年以上拘禁されている場合の児童が対象となる。

このほか、父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童や母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む。)によらないで懐胎した児童も対象となる(児童扶養手当法第4条、児童扶養手当法施行令第1条~第1条の3)。

工 支給制限等

児童扶養手当の支給は年3回(4月、8月、12月)に分けられており、それぞれ支給月の前4か月分に当たる額が支給される(児童扶養手当法第7条第3項)。また、支給額は物価の変動等に応じて毎年改定することとなっており、平成26年3月時点では全額支給の場合、月額は41,140円であり、来年度の月額は41,020円となる予定である(対象となる児童が2人以上の場合、2人目については5,000円、3人目以降については3,000円が加算される)。

なお、申請者の前年の所得(注)及び扶養親族等の人数に応じて、表—2のとおり支給額の制限がある。

(注) 所得は、以下の計算式を用いて算出。 所得=年間の収入-給与所得控除額等+養育費×0.8-8万円-諸控除(障害者控除:27 万 円など)

表-2 扶養親族等の人数と所得制限限度額について

	所得制限限度額		
扶養親族等の人数	全部支給	一部支給	
	(所得がこの額以上の場合、	(所得がこの額以上の場合、	
	一部支給となる)	支給されない)	
0人	190,000 円 未満	1,920,000 円未満	
1人	570,000 円 ″	2, 300, 000 円 〃	
2 人	950,000 円 ″	2,680,000 円 ″	
3人以上	扶養親族等1人につき、380,000円ずつ加算される。		

- (注) 1 本表は、厚生労働省の公表資料を基に当局が作成した。
 - 2 一部支給の場合、具体的な支給額は以下の計算式を用いて算出。 児童扶養手当額=41,130円- (所得-全部支給の限度額) ×0.0181618

(3) 受給者の推移

児童扶養手当の受給者の推移をみると、表―3のとおり年々増加しており、平成15年度の871,161人から24年度の1,083,317人へと、10年で約24%増加している。また、世帯別にみても母子・父子世帯ともに増加している。

(単位:人)

年 度	平成 15	20	21	22	23	24
総数	871, 161 (100)	966, 266	985, 682	1, 055, 181	1, 070, 211	1, 083, 317 (124. 3)
(離婚に伴う) 母子世帯	768, 580	845, 543	860, 472	868, 709	871, 781	877, 162
(離婚に伴う) 父子世帯				49, 118	53, 829	56, 451

- (注) 1 本表は、福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)を基に当局が作成した。
 - 2 総数及び世帯数は各年度末現在

3 関係機関の意見(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課)

(1) 扶養親族数の考え方

児童扶養手当の手当額については、児童扶養手当法第5条の規定により、認定申請が行われた際の支給要件に該当する児童数により算出されることとされているが、同法第9条の規定により、受給資格者に一定の所得がある場合は、扶養親族等の人数を勘案し、支給の制限(一部支給停止)が行われることとされている。

所得や扶養親族等の人数をどのように確定させるかは、手当の支給を公平に保つための技術的な観点から定められているものであり、申請初年度において、実際は1人以上の児童を扶養しているにもかかわらず、前年の状況により扶養親族等の人数を0人として所得制限限度額を適用していることは、児童扶養手当法第1条の趣旨に反するものとは言えない。

また、児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活に必要な全てを賄うものではなく、ひとり親家庭への就業支援等、他の施策と相まってその生活を支えているものであることから、手当の一部支給停止額を前年の所得により決定することも許容されるものと考えている。

なお、離婚直後に出費が重なり資金が必要となる場合があることは理解できるが、 これについては、母子寡婦福祉貸付金の利用が可能であり、施策として対応されている。

(2) 児童扶養手当額の算出方法について

児童扶養手当法第9条第1項において、前年における所得を判定所得としているのは、主として技術的な理由からである。

その年に所得がいくらあったかということは、その年の翌年の4月、5月頃にならなないと把握できないため、便宜上、所得税法に基づく前年の確定した所得によりその年の経済状態を推定し、手当の一部支給停止額を決定している。

また、扶養親族等の人数についても、所得額と整合するよう児童扶養手当法第9条 第1項において所得税法によることとされており、所得税法上「その年の12月31日 の現況による」と定められているため、「申請時点での扶養親族等の人数」を基に児童 扶養手当の一部支給停止額を決定することは法令に照らしてできない。

(3) 扶養親族等の人数の取扱いについて

申請初年度に限り、扶養親族等の人数を所得税法の規定に基づかず現況でみることは、児童扶養手当法に反する取扱いであり不可能である。

なお、仮に現況でみるという取扱いにした場合、次のような問題が想定される。

- ① 所得額について前年の所得額を用いる一方で、所得制限限度額については現況の 扶養親族等の人数を用い、両者を比較して児童扶養手当の支給額を算定することは、 整合性がとれているとは言えない。
- ② 現行の制度では、受給資格に変更がない限り翌年の所得確認が行われるまで、所得の手当額を安定的に支給しているが、扶養親族等の人数を現況でみる場合、その状況に異動が生じた都度、手当額を見直すこととなり、受給者に大きな影響があるほか、地方自治体の事務量が大幅に増大する。
- ③ 扶養親族等の人数の認定を、初年度に限り現況で行い、次回の所得確認の際には現況に基づかない対応をとることは、制度の一貫性を保てない。
- ④ 現況でみる方が手当の支給に有利に働くということを前提とした意見と思われるが、前年の扶養親族等の数が現況より多い場合には、現況でみる方が不利に働く場合もあると考えられる(下記4参照)。

(4) 児童扶養手当額を現況により決定することについて

生活保護制度のように現況をみることにより児童扶養手当を支給することは、児童 扶養手当法に反する取扱いであり、不可能である。

仮に、生活保護制度のように毎月現況で見込んだ所得額を基に支給額を決定すると、 受給資格に変更がない限り翌年の所得確認が行われるまで、所得の手当額を安定的に 支給している現行の制度を見直すこととなり、受給者に与える影響や地方自治体の事 務量の増大を考慮すると妥当ではない。

なお、生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして最低限度の生活を保障する制度であり、その保護費は、対象者の収入や資産等を厳格に調査した上で、現況における保護基準とその方の収入等の差額を算出することにより、その時点で最低生活に必要な金品の不足分を補う程度で支給するものである。

一方、児童扶養手当は、経済的に困難な状況にあるひとり親家庭への所得保障として一定額が支給(所得に応じて一部減額)されるものであり、制度の趣旨・目的が異なる。

このため、生活保護制度と同列に扱うのは適当でなく、同制度のように厳密に現況 によって手当額を決定する必要はない。

4 制度上の課題

厚生労働省は、扶養親族等の有無や人数について、請求時点ではなく、前年 12 月 31 日時点の状況(前年の所得)で判断するため、表一2に記載の所得制限限度額が申請者にとって有利に働くケースもあれば、不利に働くケースもあるとしている。

これを具体例で示すと、次のとおり、父親(扶養親族等が減る者)は前年の所得に基づいた方が有利に働き、一方、母親(扶養親族等が増える者)は請求時点の方が有利に働くこととなる(表-4参照)

- (例) 夫婦+子ども2人の4人家族が離婚したケース。離婚時点の父の前年所得を234万円(給与控除前の所得:360万円)、母の前年所得を38万円(給与控除前の所得:103万円)とし、養育費及び諸控除については省略。
 - (注) 父の所得は、平成23年度全国母子世帯等調査結果報告から父子世帯における父自身の就 労収入の平均値を用いた。母の所得は、配偶者控除が適用される範囲内の収入に抑えるこ とが考えられるため、103万円とした。

表一4 父母が子どもを1人ずつ引き取って申請した場合

対象者	父		母	
適用する所得	前年の所得	請求時	前年の所得	請求時
扶養親族等の人数	3人(妻+子2人)	1人	0人	1人
手当支給の可否	○ (一部)	○ (一部)	○ (一部)	○ (全部)
手当の支給額(年額)	290,880 円	125, 280 円	469, 560 円	493,680 円
差額(年額)	(-)165,600 円		(+) 24, 1	20 円

(参考)

現行制度に対し、本意見のように扶養親族等の人数を児童扶養手当の請求時でみることとした場合及び、所得についても請求時でみることとした場合に期待される効果と、予想される問題点は表一5のとおりと考えられる。

表一5 所得及び扶養親族等の人数を見直した場合に期待される効果と、予想される問題点

区分	期待される効果	予想される問題点
所得は前年、扶養 親族数は請求時を 用いた場合(本意 見の場合)	扶養親族等の人数を 請求時とすることによ り、扶養の実態にあった 所得制限限度額が適用 されることとなる。	所得は前年の状況を、扶養親族等の 人数は申請時の状況を用いた場合、そ れぞれの時点が異なる。所得は申請時 の扶養親族数を反映していないため、 制度の整合性がとれているとは言い 難い。
所得、扶養親族数 ともに請求時を用 いた場合	所得(※)及び扶養親 族等の人数を請求時の 状況とすることで、より 請求者の実情に即した 支給額を算定すること ができると考えられる。 (※)「推定で算出した 年額」を表す。	請求した年の所得を証明できるものがないため、何らかの方法で算出した推定所得を用いることになる。 そのため、請求した年の所得が所得制限限度額を超えた場合、事後に精算する必要があり、受給者の負担や自治体の事務量増加につながる。

(注) 当局が作成した。

- (2) 雇用保険申請により支給停止となった厚生年金の支給(継続案件)
- ① 高年齢雇用継続基本給付金と支給停止となった老齢厚生年金

1 相談内容

私は平成23年5月に60歳になり、引き続きそれまで勤めていた会社に勤めることとなったが、給与が60歳に達したときに支払われた額と比較して、75%未満となったため、23年6月から8月に支給された3か月分の給与について、雇用保険の高年齢雇用継続給付の一つである高年齢雇用継続基本給付金を申請(申請回数としては1回)し受給した。(1月当たり3,732円)

ところが、当該給付金を受けた場合、特別支給の老齢厚生年金の一部が支給停止することがわかったため、9月以降の給与に係る2回目以降の給付金の申請は行わなかった。

しかし、その後も一部停止となった老齢厚生年金額「3,854 円」の支給停止が現在まで続いている。このことについて日本年金機構に照会したところ、「高年齢雇用継続基本給付金を受給できるときは、年金の支給停止は解除されない。65歳になって年金が再計算されるときに、高年齢雇用継続基本給付金を受給していない期間については、年金を遡って支給する。」とのことであった。

今後も高年齢雇用継続基本給付金を申請する意思はないので、65歳まで待たずに 年金の一部に対する支給停止状態を解除してもらいたい。

- (注) 1 本件相談は、平成24年4月に栃木行政評価事務所が受けたもの。
 - 2 特別支給の老齢厚生年金とは、昭和60年の法改正により年金支給開始年齢が60歳から65歳へ引き上げられたことに伴い、60歳から65歳未満の者に当面の間支給される老齢厚生年金のこと。

2 第92回会議(平成25年12月2日)の議論の内容

- 高年齢継続給付の支給を受けない場合でも、本人の意思確認は必要だと思う。しか し、雇用保険と年金の両方に申請に行くのではなく、どちらかの窓口に申請すれば、 あとは担当間で手続きすればいいのではないか。
- 本人の意思確認ができれば、公共職業安定所と年金事務所との間で連絡をして手続きをすればいいと思う。法律改正ではなく運用でできるのではないか。
- 高年齢雇用継続給付の給付申請を頻繁に求める(2か月に1回)ということは、事情の変化によって支給の対象にならないことがあることを想定しているのではないか。 事情の変化が頻繁に生じることを前提として設計がされているのであれば、これ以上 高年齢雇用継続給付の給付を受けないという意思があれば、年金の一部支給停止を解除してもよいと考える。

3 厚生労働省への確認結果

(1) 年金局

① 高年齢雇用継続給付金(以下「給付金」という。)は、その支給対象者が退職時又は65歳に達する月までの間(支給対象期間)において、その月の賃金が60歳到達時の時点に比べて75%未満に低下した月があれば、1月でも支給される。

- ② 給付金の支給があった月については、特別支給の老齢厚生年金の一部支給停止を行う必要があるが、日本年金機構では、給付金の支給対象期間の各月における支給状況については、下記③のとおり、支給対象期間中には確定しないため、同期間中は一律に年金の一部支給停止を行っている。
- ③ 労働市場センターから送付される支給実績は、給付金の支給申請が行われた月についてのみ支給又は不支給の決定が行われ、この結果が労働市場センターから日本年金機構へ送られている。しかし、支給又は不支給の決定結果が送られていない月については、単に申請が行われなかった場合に限らず、①災害等によりやむを得ない理由により事業主の申請が遅れている場合や、②公共職業安定所における審査が長引いて支給決定に時間を要している場合も考えられるため、支給対象期間において一定以上申請がないことをもって、一方的に年金の支給停止を解除することはできない。
- ④ 上記③のような理由により、実務としては、
 - i) 65 歳到達したとき
 - ii) 退職したとき(勤務先事業所から提出される「厚生年金保険被保険者資格喪失届」に基づく)
 - iii) 年金が一部支給停止となった後、支給または不支給の情報が労働市場センターから一定期間回付されていなかった者について、支給または不支給の情報が回付されたとき

には、日本年金機構は、職業安定局労働市場センターから送付された情報を確認し、 年金の一部支給停止期間中に給付金を受給していない期間がある場合は、遡及して 年金の一部支給停止を解除している

⑤ 本件相談についても、給付金の支給申請がなかった、給付金を継続して受給する 意思がないことを申出たなど、対象期間について今後とも給付金を受給しないこと が確認できたときに、労働市場センターから送付された情報をもとに、一部支給停 止期間中に給付金を受給していない期間が確認できれば、支給停止を解除できると 考えられる。

ただし、このような対応を取るためには、支給申請がなかった等の情報を労働市場センターから受け取る必要がある。

(2) 職業安定局

- ① 給付金の支給申請が行われていないことから、ハローワークが支給又は不支給決定を行っていない場合は、ハローワークでは支給申請が行われなかった理由を把握していないので、労働市場センターから日本年金機構へ提供できる情報は存在しない。
- ② なお、年金局が求めるような資料を高年齢雇用継続基本給付金の受給者全員について作成、提供することについては、給付金の支給申請期限経過の都度、公共職業安定所が事業主に対して、支給申請の有無を確認する必要があることから、公共職業安定所における確認作業が増大する。

② 失業給付と支給停止となった老齢厚生年金

1 相談内容

私は、特別支給の老齢厚生年金を受給しながら、会社勤務をしていたが、平成24年10月31日に勤めていた会社を退職した。

その後、平成24年11月5日に公共職業安定所に求職の申込みを行い、雇用保険の申請をしたが、その後、家族の介護が必要となったことから、求職活動をやめ、25年1月10日に公共職業安定所に出向き雇用保険の受給申請を取り下げた。(この間、失業給付は受けていない。)

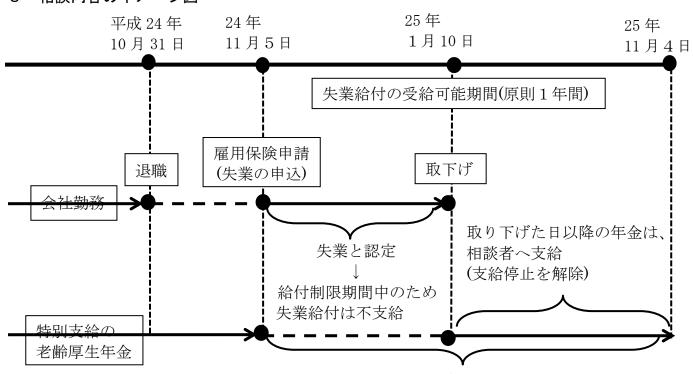
しかし、求職活動をした期間の年金がいまだに支給されていないので、すぐに未 支給分を支給するよう年金事務所に申し出たが、支給停止されていた年金の支給は、 雇用保険の受給期間(1年間)が終了した後になると言われた。未支給分を早く支 給してほしい。

- (注) 1 相談内容は、平成25年7月に関東管区行政評価局が受けたもの。
 - 2 特別支給の老齢厚生年金は、昭和60年の法改正により年金支給開始年齢が60歳から65歳へ引き上げられたことに伴い、60歳から65歳未満の者に当面の間支給される老齢厚生年金のこと。

2 第92回会議(平成25年12月2日)の議論の内容

- ・ 失業給付は、離職した日の翌日から一定期間内に仕事を探している方に対して、給付されるものだが、事情の変化でやめる人もいるので、そのような人については、救済する必要があるのではないか。
- ・ 長期間、年金が全額支給停止されることにより日常生活に困る場合は、特別な措置 をすべきではないか。

3 相談内容のイメージ図



年金の支給停止期間 (失業と認定された期間(点線部分)の 支給は平成25年11月4日以降)

4 特別支給の老齢厚生年金の支給停止の考え方(上記3の説明)

- (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が公共職業安定所へ求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から、失業給付の①受給可能期間経過又は②所定給付日数受給終了に至る月まで、特別支給の老齢厚生年金が支給停止される。(厚生年金保険法附則第7条の4第1項)
- (2) 特別支給の老齢厚生年金の停止期間中であっても、以下の事項に該当する日がない月については、年金の支給停止を行わず、支給する。(厚生年金保険法附則第7条の4第2項)。
 - ・ 雇用保険の基本手当の支給を受けた日
 - 雇用保険の待機期間(求職の申込みを行った日から7日間)
 - 雇用保険の給付制限期間
- (3) 失業給付の①受給可能期間経過又は②所定給付日数受給終了に至ったとき、年金の支給停止された期間のうち、失業給付の給付受けていない期間があるときは、 年金の支給停止を解除し、支給する。
- (4) 本件相談の場合、求職活動を行っていた平成24年11月から25年1月までの3 月分の年金は、25年11月以降に支給、雇用保険の申請を取り下げた25年2月以 降の年金については、26年6月の支給月から支給されている。

5 厚生労働省年金局の意見

(1) 失業給付と特別支給の老齢厚生年金の支給停止(現状)

年金は老齢による生活の安定を目的に支給されるもの。一方で、雇用保険の失業 給付は失業に伴う求職活動に伴う生活の安定を目的に支給されるもの。

就労の意思がある者に対して、年金を支給することは、老齢に対して支給する年金制度の趣旨になじまないことから、65歳未満の者で、失業給付を受給している場合は、特別支給の老齢厚生年金を全部支給停止している。

すなわち、雇用保険の失業給付は受給可能期間中(求職の申込から原則1年間)に求職活動を行った日に対して支給されるもので、日本年金機構では、いつの年金月に対して、失業給付が支給されるのかわからないため、求職の申込を行った時点で、失業給付の①受給可能期間又は②所定給付日数が経過する日まで、特別支給の老齢厚生年金を全部支給停止し、これらの期間が経過したときに事後精算を行っている。

なお、失業給付の受給可能期間に雇用保険の基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日がない月は、その月の年金は速やかに支給している。

(2) これ以上、求職活動を行わないことをもって、支給停止した年金を解除できない 理由

ア 雇用保険の失業給付は、所定給付日数が残っている場合、受給可能期間中(1年

間)に、再度、求職活動を行うことにより、失業給付を受給できる。また、求職活動を行わないとしたものであっても、その後の状況の変化により、再度、求職活動を行うことは止められるものではなく、その場合に、一定の要件を満たしていれば、失業給付を受給することもできる。

年金の支給停止は失業給付の給付日数によって決まるので、失業給付の給付日数 が確定しなければ、支給停止を解除することはできない。

なお、雇用保険の失業給付は、受給可能期間中(求職の申込から原則1年間)に求職活動を行った日に対して支給されるものであり、本人からの辞退の申出をもって、これ以降の失業給付の受給資格を喪失させる制度ではない。

イ 失業給付の給付制限期間は、失業に該当しない離職理由(自己都合や本人の重大な事由による離職、公共職業安定所が指示した職業訓練の受講拒否など)による離職に対して、一定の制約を課したものである。

一方、やむを得ない事由(例えば、倒産や事業主による解雇など)により失業し、 失業給付を受給した日としていない日が繰り返しあって、事後精算時に年金の支給 停止解除になる月数がある者に対しては、雇用保険の受給可能期間を経過しなけれ ば、支給停止解除できないのに対し、給付制限期間中に求職活動をやめた者は直ち に過去の年金支給が解除されるのは、公平性に欠けると考える。

したがって、本件相談に対応するとすれば、厚生年金保険法附則第7条の4が必要となるが、上記ア、イのとおり、失業給付の受給者と給付制限期間中の者との公平性を欠くことになるため、見直しを検討することは困難である。

(3)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一(継続案件)

1 相談内容

衆議院議員総選挙(以下「総選挙」という。)の期日前投票は、公示のあった日の翌日から行うことができるとされているが、同時に実施される最高裁判所裁判官 国民審査(以下「国民審査」という。)の期日前投票は、審査の期日前7日から行うと定められており、期日前投票できる期間が異なっている。

平成24年12月16日執行の総選挙においても、同年12月4日に公示が行われ、12月5日より総選挙の期日前投票が行われた一方で、同時に執行された国民審査は、期日前投票が12月9日からであった。このため、平成24年12月5日から8日までの間に期日前投票を行った人は、総選挙の期日前投票しかできず、国民審査の期日前投票を行うために改めて投票所に出向かなければならなかった。

今般の総選挙の際、私は市の選挙管理委員として各種選挙事務に携わったが、市内でも、先に総選挙の期日前投票のみを行い、後日改めて国民審査の期日前投票を行った者がいたことを知り、年末の多忙な時期に国民に大きな負担を強いていると感じた。

このように、総選挙の期日前投票日と国民審査の期日前投票日が異なることで、国民への負担を強いる状況がみられることから、総選挙と国民審査の期日前投票日を統一すべきではないか。

(注) 本件は、平成25年5月及び9月に行政相談委員意見(和歌山県、栃木県)として提出があったものである。

2 第92回会議(平成25年12月2日)での議論の概要

- (1) 廃案になった議員提出法律案の趣旨について調べ、その上で、どのように考えるかについて聴取すること。
- (2) 中央選挙管理会(定員5人)は、会議開催の定足数が3人となっているが、運用と しては全員参加しなければ開催しないこととしているのか。
- (3) 中央選挙管理会の開催期日を早めることは運用として可能であると思う。
- (4) (第92回付議資料の)表-2では、13パーセント、これだけの人が投票のいいチャンスを失っている。同じ日に投票できれば、おそらくこんな差にならない。最高裁の判事に対する判断の機会を狭めており、ちょっとこれは無視できない。
- (5) 期日前投票日を揃えるのが自然なことであり、事務処理上の都合から期間を不揃い にすることはできる限り避けるべきである。

3 確認結果

(1) 議員提出法律案の概要等

ア 法律案の概要

議員提出法律案は、「電子投票」及び「国民審査」に係る2本の法律の改正案を一本化したもの(注)であり、その主な内容は、①電子投票が可能な選挙の範囲を地方選挙から国政選挙・国民審査へと拡大することに関する事項及び②国民審査の期日前投票期間を総選挙のそれと同一にすることに関する事項となっている。

(注) 法律案の名称等は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機 を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改 正する法律案」(原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第47号)

イ 法律案の提出理由

同法律案の提出の理由は、以下のとおりである。

図-1 議員提出法律案の提出の理由

情報化社会の進展にかんがみ、選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ 適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に 係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法等の特例を 定めるとともに、最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票期間を衆議院議員総選 挙の期日前投票期間と同一にする必要がある。

(注) 平成19年12月7日衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録に 記載された法律案の理由を抜粋。

ウ 法律案に対する主な質疑

同法律案について、衆議院及び参議院の各委員会(注)において、電子投票制度に 関する質疑は行われたが、国民審査の期日前投票に関する質疑は、両委員会の会議録 を見た限り行われていない。

(注)衆議院は、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会。参議院は、政治倫理 の確立及び選挙制度に関する特別委員会。

エ 法律案の廃案までの経緯

同法律案は、平成19年6月12日に衆議院で受理され、19年12月7日の委員会で審議が行われて可決され、その後、20年6月20日参議院の委員会において、審議未了により廃案となっている。

オ 廃案の理由

廃案となった理由について、衆議院法制局基本法制課では、政治の決めの話である とし、当時の新聞記事を参照されたいとしている。

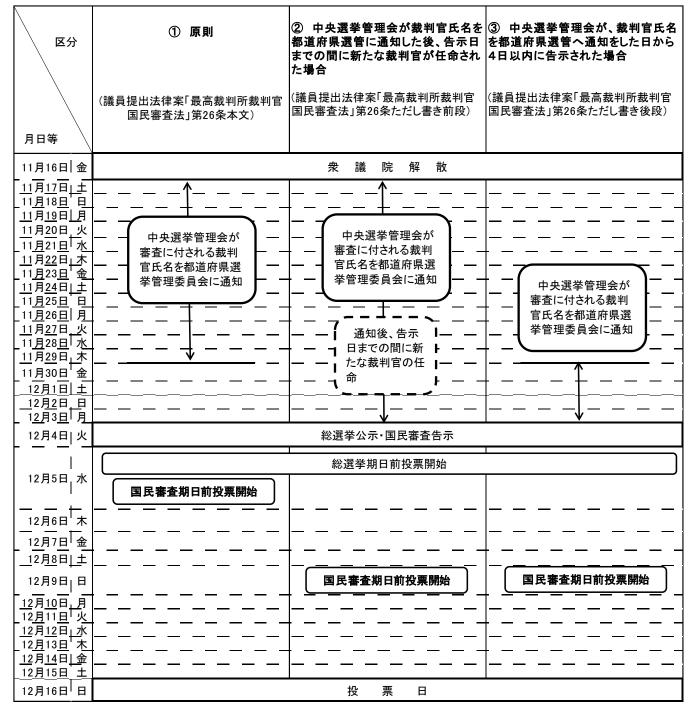
同新聞記事によれば、廃案となった理由としては、①参議院の非拘束名簿方式比例

代表選挙(注)において、多くの候補者名が表示されるが、電子投票機器の画面の大きさの都合上、1 画面に収まらず、2 ページ目以降の画面に表示される候補者が不利になるおそれがあるとされたこと、②電子投票機の信頼性への疑問があること、とされており、国民審査の期日前投票の議論とは直接的に関係がない理由により、廃案になったものと考えられる。

- (注) 有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する選挙。
- カ 法律案による国民審査の期日前投票の開始日について 同法律案による国民審査の期日前投票の開始日は、図-2のとおりであり、
 - ① 原則として、総選挙と同じく、告示日の翌日から開始する。 ただし書きとして、以下の②又は③の場合は、従前どおり告示日から5日目(審査の期日前7日)から開始する。
 - ② 中央選挙管理会が都道府県選挙管理委員会に対し審査に付される裁判官の氏名を通知した日から告示日までの間に最高裁判所裁判官の新たな任命が行われた場合
 - ③ 中央選挙管理会が都道府県選挙管理委員会に対し審査に付される裁判官の氏 名を通知した日から4日以内に告示が行われる場合

このように、ただし書きを設けた理由としては、都道府県選挙管理委員会において ②又は③の場合には事務がひっ迫し、投票用紙の印刷に必要な期間が取れなくなることに配慮したものと考えられる。

なお、総務省(自治行政局)によれば、審査に付される裁判官については総選挙の 公示日に確定するものと解されているとしている。



- (注)1 議員提出法律案に基づき、当局が作成した(衆議院法制局(基本法制課)に確認済み。)。
 - 2 平成24年12月衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の例にあてはめたもの。

キ 国民負担への対応について

本事案の相談内容において、総選挙及び国民審査の期目前投票目が異なることで、 国民への負担を強いる状況がみられるとしているが、同法律案の内容は、原則として 総選挙及び国民審査の期日前投票日を統一するものであり、国民負担の軽減に資する ものと考えられる。

また、最高裁判所裁判官の任期についてみると、昭和22年8月~平成25年8月ま

での最高裁判所裁判官の任命は全179例あるが、そのうち、衆議院解散日の翌日から 総選挙公示日(国民審査告示日)の間に任命された例は、図-3のとおり、3例(総 選挙の回数でみると、全24回の選挙のうち3回)となっている。

このように、過去の実績からみて、議員提出法律案は、多くの場合、総選挙と国民審査の期日前投票を統一して実施できる可能性が高いと考えられる。

図-3 衆議院解散日の翌日から総選挙公示日(国民審査告示日)の間に最高裁判所 裁判官が任命された例

A:衆議院解散日の翌日に任命

衆議院解散日 S35.10.24

裁判官任期 S35. 10. 25~S41. 8. 5

第 29 回総選挙公示日 S35. 10. 30 (公示期間 21 日。投票日 11. 20)

B:衆議院解散日の2日後に任命

衆議院解散日 S27.8.28

裁判官任期 S27.8.30~S46.1.9

第 25 回総選挙公示日 S27.9.5 (公示期間 26 日。投票日 10.1)

C:衆議院解散日の11日後に任命

衆議院解散日 S61.6.2

裁判官任期 S61.6.13~S62.8.6

第 38 回総選挙公示日 S61. 6. 21 (公示期間 15 日。投票日 7. 6)

- (注) 1 内閣総務官室の資料、衆議院ホームページ及び総務省(自治行政局)の資料に基づき、当局が作成。
 - 2 総選挙公示日は、投票日(衆議院ホームページ)及び当時の公示期間(総務省自治行政局)に基づいて、当局が算出した。

ク 総務大臣の発言

議員提出法律案について審議、可決した平成19年12月7日開催の衆議院の委員会の会議録によると、同法律案に対する質疑の終了後、国会法第57条の3(注)の規定により、総務大臣から内閣の意見として、「同法律案については、政府として異議はない」旨の発言があった。

図-4 審議の経緯と総務大臣発言の時期

平成 19 年

6月12日:衆議院受理(第166回国会衆法第47号)

12月7日:衆議院の委員会で審議、可決【←国会法に基づく上記総務大臣の発言】

12月11日:衆議院本会議で可決

12月11日:参議院受理

平成 20 年

6月20日:参議院の委員会において審議未了、廃案。

(注) 国会法(昭和22年法律第79号)(抄)

第57条の3 各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(2) 中央選挙管理会の定足数

総務省(自治行政局)では、過去において、定足数の範囲で、委員が欠席して開催されたことはあるとしている。

4 関係機関の意見(総務省自治行政局)

(1) 総務省(行政評価局)からの照会事項①

議員提出法律案は、貴局が国民審査と総選挙の期日前投票のできる期間を合わせる 上で議論していく必要があるとしている実務上の問題について、一定の答えを示して いるものと思われるが、貴局の見解を伺いたい。

上記に対する総務省(自治行政局)の回答

最高裁判所の裁判官は、憲法第79条第2項の規定により、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査に付されることとされているが、審査に付される裁判官については総選挙の公示日に確定するものと解されているところである。

平成19年6月に議員提案により国会に提出された法律案においては、衆議院の解散の日の翌日から総選挙の公示日の前日までの間に審査に付される予定の裁判官の氏名を都道府県選管に通知することとされている。当該法律案は、審査に付される裁判官が総選挙の公示日に確定する建前は変更せずに、公示日前に都道府県選管に通知することにより投票用紙の準備等の審査事務に便宜を図ったものであり、上記の憲法解釈を踏まえた一つの考え方であると考える。

ただし、通知後に新たに裁判官が任命された場合や、通知が公示日の4日前以降に行われた場合については、期日前投票は審査期日の7日前から行われることとなり、公示日の翌日から総選挙と同時に行うことができないこともあり得ることに留意する必要があると考えられる。

また、当該法律案には、国政選挙・国民審査に電子投票を導入する内容も含まれていたが、平成20年6月に審議未了により廃案とされたという事実があることから、各党各会派における議論も踏まえて対応していく必要があると考えている。

(2)総務省(行政評価局)からの照会事項②

議員提出法律案については、委員会において、総務大臣から、「同法律案については、 政府として異議はない」旨の発言が行われている。 当該法律案については、貴局として異議がないものと考えるが、貴局の見解を伺い たい。

上記に対する総務省(自治行政局)の回答

国会法第57条の3においては、「議員の発議にかかる予算を伴う法律案については、 内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない」と規定されているところ である。

御指摘の総務大臣の発言については、当該法律案が、国政選挙又は国民審査において電子投票を行うために、市町村の議会の議員又は長の選挙について電子投票を行う条例を定めている市町村が電子投票機等をあらかじめ確保する費用が平年度約2億7千万円見込まれ、その分の予算を要することに関して、開票事務等の効率化及び迅速化を図ることが認められることを勘案した結果、「政府として異議はない」旨の意見を述べたものである。

(4) 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の見直し(継続案件)

1 相談内容

医薬分業制度の進捗に伴い、近年、保険医療機関(健康保険の指定を受けた病院や診療所)に隣接する形で保険薬局(健康保険の指定を受けた薬局)が開設されている。

厚生労働省は、健康保険事業の健全な運営を確保する観点から、保険薬局と保険 医療機関とはそれぞれの土地又は建物が一体的な構造であってはならないとし、保 険薬局と保険医療機関とが隣接する場合、その敷地境界にフェンス等を設置するよ う指導している。

これは、医薬分業や保険薬局の地域や住民に対する役割を考えると、保険薬局は、保険医療機関から様々な面で独立していなければならず、保険医療機関で受診した患者が、特定の保険薬局に自動的に案内されることは好ましくないための措置であろうと考えられる。しかし、このようなフェンス等があろうがなかろうが、患者の保険薬局を選択する動向は変わらず、また、ほかの保険薬局を選択することもできる状況にあることから、フェンス等がないことが隣接する保険薬局の利益誘導につながるとは考えにくい。

さらに、身体が不自由、車いす、子供連れ、高齢などの方で、隣接する保険薬局に行く意思のある患者にとっては、敷地境界にあるフェンス等を横目に一旦公道に出てから保険薬局に行かなければならず不便であるし、保険薬局にとっても、フェンス等を設置する費用負担を強いられることにもなり、誰の利益にもなっていない。

保険薬局と保険医療機関とはそれぞれの土地又は建物が一体的な構造であってはならないという規制は理解できるが、保険薬局と保険医療機関とが隣接する場合、両施設の敷地境界にフェンス等を設けることを求めるのは、いかにも杓子定規な考え方であり、不合理と考えられるので改めるべきである。

(注) 本件は、平成24年2月に行政相談委員意見(静岡県)として提出があったものである。

2 第 92 回会議 (平成 25 年 12 月 2 日) での議論の概要

- (1) 本件に類似する裁判の判決の趣旨を踏まえると、医薬分業の目的達成という見地からは、経営上の独立性と比べて構造上の独立性は、より間接的な要件といえるから、経営上の独立性が十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解すべきではないかと考えることについて、見解を聞き出すこと。
- (2) 裁判の事例について、現地の立地状況を詳しく知りたい。
- (3) 利用する側から、かなりの件数の苦情があるのか。調べること。

3 確認結果

(1) 厚生労働省の意見

保険薬局指定拒否処分の取消等を求めた訴訟の判決(平成25年6月26日、東京高裁)後、保険薬局と保険医療機関との構造上の独立性の考え方の見直しについての意見

→ 当該判決は、当該事案において、薬局と医療機関は一体的な構造にあるという ことはできないため、指定拒否処分は違法な処分としたものであり、一体的な構 造についての考え方を変更したものではない。

よって、司法上、一体的な構造の考え方を変更するよう求めたものではないため、当該判決以降、厚生労働省として一体的な構造の考え方を変更した事実及び変更する予定はない。

(2) 全国における相談状況

平成 17 年以降に受け付けた行政相談について「薬局」で検索したところ、322 件該当した。この中で利用者からの苦情は、以下の 2 件であった。

- ① 平成21年4月の茨城行政評価事務所受け付けの行政相談 医薬分業に反して同一敷地内に病院と薬局があることを関東信越厚生局茨城事務 所に通報したのに、対応してもらえず不満である。
- ② 平成21年8月の山口行政評価事務所受け付けの行政相談 病院から薬局へ向かう通路上に、厚生局の指導で仕切りが設置された。一旦歩道 に出なければならず危険であるので指導を撤回してほしい。

(5) 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し (継続案件)

1 相談内容

私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10年以上前に新田原基地を離発着する航空機の騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業に係る助成金を受け、エアコンの取付工事を行った。

最近になって、当該エアコンが故障したため、「空気調和機器の機能復旧工事」の申込みを行い、助成金を利用しようとしたところ、「事業に係る予算が不足しているため住宅防音工事希望届を提出してから、実際にエアコンが修理されるまで、約1年の期間が必要である」旨の説明を受けた。

エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

(注) 平成24年7月に宮崎行政評価事務所に対して相談があった事案である。

2 第92回会議(平成25年12月2日)での議論の概要

エアコンの設置までに2年の期間を要する状況で、健康被害が発生した場合は、補償を 請求することは可能なのか。また、何らかの被害は発生しているのか。

3 防衛省地方協力局への確認結果

(1) 健康被害への補償及び健康被害の発生状況の把握について

エアコンの設置までに概ね2年の期間を要することが原因での健康被害の発生は把握していない。

また、空気調和機器の機能復旧工事(以下「空調復旧工事」という。)の順番を待つ間に、自己負担でエアコンを修理等するかどうかは住民の判断で行われていると認識している。

なお、健康被害が補償の対象となるかどうかは承知していない。

(2) 住宅防音事業の実績

空調復旧工事については、近年1万世帯以上に対して工事を行っており、平成24年度は約31億円の予算で、11,545世帯に対して行っている。

(3) 空調復旧工事に係るエアコンの補助額等について

ア エアコン補助に当たっての考え方について

平成15年度からは、空調復旧工事により設置するエアコンは、市販のものとしており、本体価格についても市場調査を行い設定している(平成17年度は6畳用で約7万円だったものが、24年度以降は約6万円になっている)。

大型家電量販店の特売品には安価なものがあるとは思われるが、特売品は数量が限

られており、工事対象の世帯全てに行き渡るものではないため、一般的な市場価格 としている。

また、エアコンを購入する店舗や、設置工事を行う業者は住民が決定する事項であり、国から業者の指定はしていない。

なお、契約に当たっては、契約前に見積を徴取すること等を求めている。

イ 型落ち品の購入について

型落ち品の定義が定かではないが、政府では、環境基準を満たすエアコンの購入を 推奨しているため、基準を満たしていないエアコンを買うように勧めることはして いない。

ウ エアコン設置のための工事費について

工事費については、公共建築工事標準単価積算基準等を踏まえ、各地方防衛局で 作成している単価により算定した金額を上限に補助している。

(4) 特別な事情を考慮して、空調復旧工事の順番を決定することについて

ア 要介護者等の社会的弱者がいる世帯を優先することについて

現在、常に工事実施までに長期間を要する状況において、社会的弱者がいる世帯を優先的に工事するとした場合、健康な者で構成される世帯は、これまで以上に長期間、工事を待つ恐れがあるため、工事実施が早期にできるよう予算確保等に努めることが優先と考えている。

また、住民から申請手続の簡略化を求められている状況もあり、新たに書類の添付を課すことで発生する住民側の事務負担についても検討しなければならない。

なお、エアコンの設置を概ね2年間待っている世帯を後回しにしてまで、社会的 弱者がいる世帯を優先的に工事することについては、どちらの世帯を優先すべきか、 単純に結論を出せるものではない。

イ エアコンに一定の基準価格を設け、それに対して、低い金額でエアコンを設置する ことを了承した世帯から優先的に、エアコンを設置することについて

防衛省としては、希望届の提出順に工事を実施しているところであり、補助額の 多寡により順番を変えて実施するような公平性を欠くことは考えていない。

(5) 空調復旧工事の年度別の希望届の提出状況等について

希望届については、年度ごとに何件の提出が行われたかといった記録は作成していないが、希望届を提出し工事を待っている世帯については、平成24年度末時点で空調復旧工事:1万5千件(住宅防音工事:約2万3千件、建具復旧工事:2万2千件)となっている。

(6) 空調復旧工事の実施状況について

空調復旧工事については、希望届を提出した世帯に対し申込書を配布し事務手続を行っている。

希望届を提出し申請書を提出するまでの間に辞退等する者が 24 年度においては、2 割から5割程度いるが、辞退書等の提出は求めていないため理由は把握していない。

なお、申請書提出後に、申請自体を取り下げた理由については、個人の都合により、 工事を先延ばしにしてほしいといったものや、転居によるものがある。

(7) 事務補助の委託について

住宅防音事業全般係る事務補助の業務委託は、住民側が行う手続だけではなく、国側が行う現地調査や事務処理についても業者に委託している。

平成 22 年度の事業仕分けにおいて、地方事務(事務補助の業務委託の前身)を廃止 するように言われていたが、住民の事務負担が増加することが明らかであったため、事 務補助を国の業務委託の一環として行っている。

また、平成21年度の各工事における地方事務1件当たりの単価は①空調復旧工事:約2万円、②防音工事:約7万4千円、③建具復旧工事:約6万8千円、となっていたが、25年度の事務補助の業務委託の1件当たりの単価は、各事業を通して、約2万円近くまで引き下げが行われている。

なお、事務補助の業務委託に関する予算(約8億円)は、住宅防音事業本体の予算(約400億円)とは別である。

(8) その他

ア 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条では、防音工事の対象区域を指定した際、現に所在する住宅の所有者等が、航空機の離発着から生じる騒音を防止・軽減するために、防衛施設周辺の住宅に必要な工事を行うときには、その工事に対する助成を行うことと規定しており、当該所有者等が事業主体となる補助事業であり、これまでも予算の確保等に努めてきたところである。

イ 住宅防音事業は、防音対策を施されていない住宅に対しての住宅防音工事が最優先 であるが、空調復旧工事については、窓を閉め切って防音効果を発揮させるため屋内 環境の保持も必要であり、航空機騒音の原因者として必要な事業であると考えている。

ウ 飛行場等の防衛施設周辺の地元自治体等から、空調復旧工事の促進等の要望もあり、 引き続き予算の確保等に努める必要があると考えている。

4 防衛施設周辺市町村における行政相談の受付状況

防衛施設周辺の市町村を担当する行政相談委員の月例報告(平成24年4月から平成25年3月までの1年間分)を確認したところ、本件に係る相談の受付は1件であった。

(1) 相談の内容

平成7年に住宅防音事業により設置した換気扇(2台)が故障したため、南関東防衛局に対し同事業(空気調和機器機能復旧工事)による補助金交付申請を行ったところ、同局では、換気扇設置室と隣室が引き戸で仕切られている場合、建築基準法を踏まえ1室とみなすとされており、換気扇1台で必要な換気量を確保することができることから、換気扇1台のみ補助金の交付対象となるとの回答であった。この回答に納得できない。

(2) 防衛省に対しての相談の内容に係る照会

換気扇については、平成 21 年度財務省予算執行調査の提言や、南関東防衛局の回答のとおり建築基準法の換気の考え方を踏まえ、住宅防音事業をより効果的かつ効率的に執行するため、平成 22 年度からは、隣接する 2 室が引き戸で仕切られている場合、換気扇の補助台数を 1 台とするよう改正したところである。

なお、あくまで換気扇に関する見直しであり、エアコンには関係がないものである。